

# 上下水道料の徴収方法が変わります

幌延町では、上下水道料金を算定するための新システムを導入することとしていますが、この度、新システムへの移行に伴い、上下水道料金の徴収方法を見直すことにしました。

これまで、月初めの検針により、その月分の基本料と先月分の使用水量による超過分を徴収していました。つまり、基本料金は前払いで、超過料金は後払いの形になっていました。しかし、これを見直し、基本料・超過料ともに後払いで徴収することにしました。この方法は、ご使用された実績に合わせて料金を徴収することになりますので、利用者の皆様にも分かりやすい仕組みになっています。

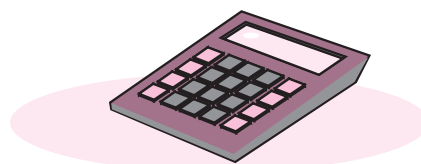
この見直しに伴い、11月初めの検針と料金徴収は行わず、12月初めの検針により12月分として11月分の基本料と10月・11月分の超過料金を徴収します。

超過料金の算定基礎となる10月・11月の水量については、基本水量を2カ月分としますので、超過料金が多くなることはありません。

12月のお支払額は、10月・11月分の超過料金をご負担していただくこととなりますが、11月のお支払いはありませんのでご理解をお願いします。

また、口座振替の皆様には、検針時に検針票と併せて領収書を配布していましたが、今後は、検針票に領収書がつく形になりますので、検針票を領収書として保管願います。

現在の徴収方法	新しい徴収方法
今月分の基本料	先月分の基本料
先月分の超過料	先月分の超過料



## 徴収方法の移行図

区 分	現在の徴収方法		移行月		新しい徴収方法
	10月分	11月分	12月分	12月分	1月分
検 針 月	10月上旬	なし	12月上旬	12月上旬	1月上旬
基 本 料 金	10月分	なし	11月分	11月分	12月分
超 過 料 金	9月分	なし	10月分	11月分	12月分
納 期	10月末	なし	12月末	12月末	1月末

問い合わせ先 経済課管理グループ 電話 5-1116 (内線259・260) 告知端末機 5-8816

## 行政相談・人権心配ごと相談 特設相談所を開設します

10月21日から27日までの一週間は、『行政相談週間』です。この期間中に1日行政相談所と人権心配ごと相談所を合同で開設し、皆さんのいろいろなご相談に応じます。

国や役場などの役所の仕事に対するご質問やご意見、苦情など、または普段の暮らしの中で困りごとなどありましたら、行政相談委員と人権擁護委員にお気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

## 特設相談所

開 催 日

平成25年10月24日(木)

開催場所・時間

問寒別生涯学習センター 9:30~11:30

幌延町生涯学習センター 13:00~15:00

相 談 員

行政相談委員 谷口 弘子 さん

人権擁護委員 稲垣 紘順 さん

三好 和夫 さん